

生徒心得

県立龍野北高等学校
(定時制課程)

生徒は、勤労と勉学を両立させることによって、強く正しく生き抜く力を身につけるように努めなければならない。そのためには、あらゆる困難を克服する強い気持ちと、自ら考え行動し、社会的規律・規範を守ることの大切さを身につけることが大切である。

(校内生活)

1 通学

- (1) 通学途上での突発事故に対しては適切に処置し、学校・家庭・警察へ連絡する。
- (2) 安全を第一に心がけ、交通法規を遵守するとともに、マナーを守り他人に迷惑をかけるない。
- (3) 学校と職場のけじめをつけるため、生徒として、ふさわしい服装で登校する。
- (4) 家庭・職場の人に挨拶をすませ、始業に遅れないよう早めに登校する
- (5) 登校に際し、教科書、学用品その他忘れ物がないか点検する。
- (6) 友人や先生に出会ったら元気に挨拶する。

2 学業

- (1) 学業は生徒の本分であることを自覚し、常に協力してお互いの教養を高め、時間を有効に活用し、個性の伸長に努める。
- (2) 始業チャイムとともに所定の席につき、授業の準備をする。
- (3) 登校した後は、無断で外出しない。校外への外出、早退には必ず担任又は関係教師の許可を得ること。
- (4) 始業時、終業時には「起立」「礼」の号令で一斉に挨拶する。
- (5) 授業中は姿勢を正しくし、勝手な話や行動を慎み、先生の指示にしたがってしっかり学びとる。
- (6) 授業中、考查中の携帯電話の使用は認めない。

3 服装

- (1) 制服以外の場合は、華美でない服装を着用し、先生の指示に従う。
- (2) 学習、学校行事等において、とくに統一した服装が教育上必要と認められるときは学校の指示に従う。
- (3) 履き物は、校舎内では所定の上履きを用いること。やむを得ず所定以外の上履きを用いるときは学校の許可を受ける。
- (4) 髪は自由とするが、他人に不快感を与えるなど目にあまることのないよう気をつける。

4 礼儀

- (1) 常に礼儀正しく生徒としての品位をはずかしめないような態度言葉づかいに注意する。
- (2) 授業での挨拶、登下校時の挨拶、来訪者等への挨拶をしっかりと行う。

5 交友

- (1) 互いに人格を尊重しあい、不信、不正、暴力行為は絶対に慎むこと。
- (2) 男女交際は、修学中の身であることを考え、清く明るいものにする。

6 清掃

- (1) 当番は責任をもって行き、常に美化活動に努める。
- (2) 大掃除は各学期1回全員で行う。

7 管理

- (1) 施設設備、教材用具等、大切に扱い、常に美化清掃に努める。
- (2) 施設設備を使用するときは、管理責任者に届け出てその指示に従う。
- (3) 公共物を汚損したときは、ただちに届け出て、学校の指示を受ける。

8 諸届け

- (1) すべての届出書、証明書等は学校長宛とし、7日前に学級担任を通じて提出する。
- (2) 転学、退学、休学をする場合には、所定の様式により、保護者から学校長に願い出る。
- (3) 欠席、遅刻、早退をするときは必ず届け出る。
- (4) 証明書を必要とするときは、7日前に願い出る。

9 保健・衛生

- (1) 常に身体の状態に注意すること。
- (2) 学校の保健行事（検診など）に参加すること。
- (3) 健康をそこなったときは、すみやかに報告し、指示に従う。
- (4) 校内（通学中を含む）での事故は日本スポーツ振興センター、学校管理外の場合は生徒互助会から一定の給付が受けられるので申し出ること。

10 就学

就学、アルバイトをする生徒は必ず担任に申し出ること。

11 所持品

(1) 携帯電話

- ・授業中は電源を切るかマナーモードにすること。SHR・LHR・学校行事も授業中と同様とする。
- ・考査中に関しては、教務規程によるものとする。
- ・使用する場合は通話を控え、周囲に迷惑や不快感を与えないようにする。
- ・図書室での使用は禁止する。

- (2) 不必要な現金や貴重品は持ち込まないようにすること。持ち込んだ場合は、自己管理に努め盗難が発生した場合は、保護者の承諾を得て警察に被害届を出すものとする。

12 その他

- (1) 紛失物や拾得物はすみやかに届け出る。
- (2) 校内での事故は、すみやかに連絡して指示を受ける。
- (3) ロッカーの使用、学校図書の利用、体育館使用等については先生の指示に従う。

(校外生活)

- 1 身分証明書は常に所持し、必要ある時は提示する。
- 2 生徒の身分で団体行動を行うときは、担任又は係の先生に届け出て指示を受ける。
- 3 原動機付自転車、自動車の免許を取得する場合は、校長の許可を得る。
- 4 交通法規を守るとともに、公衆道徳をわきまえ、善意をもって人に接する。電車、バス等を利用するときは乗客に不快感をあたえないように注意すること。
- 5 友達とは互いに助け合い、暴力行為、不良行為のおそれのあるグループには近づかないようにする。
- 6 青少年愛護条例で定められた未成年者の立ち入り禁止場所への出入りはしないようにする。
- 7 深夜の外出・徘徊はしないようにする。
※条例により深夜とは午後11時から翌日の午前5時までで、この時間帯の外出は補導の対象となる。

(通学利用交通機関)

1 利用車種に関する項目

- (1) 自転車通学を原則とするが、申請があれば協議の上原動機付自転車（50CC）に限り、許可する。
- (2) やむを得ない事情により、必要と認められる者は、協議の上普通自家用自動車の利用を認める。ただし、自家用自動車は軽自動車のみとする。
- (3) 申請する生徒は、運転免許取得願、運転免許取得届、原動機付自転車・軽自動車通学許可願および免許取得確認届、誓約書、自動車任意保険証書のコピー（対人対物）、

免許証のコピーを提出し、学校長の許可を得ること。

(4) 許可された生徒は、必ず通学許可書を所持すること。

2 免許証取得に関する項目

(1) 免許の取得は、次の通りとし、学級担任を通じ必要書類に記入のうえ、必ず学校長の許可を得ること。

① 普通自動二輪車の免許証取得は法定年齢に達し次第、原動機付自転車に限り許可する。

② 自動車運転免許証取得は、法定年齢に達し次第許可する。

③ 準中型自動車運転免許は、企業先からの要望に限り、法定年齢に達し次第許可する。

(2) 免許証取得後必ず生徒指導部に届け出、必要書類に記入して提出する。

3 通学許可証の更新に関する項目

(1) 前年度に原動機付自転車および自動車に通学の許可を得ていた者は、次年度の初めに更新手続きをする。

(2) 通学許可証の更新は、通学許可願及び免許取得確認届(更新)に必要な事項を記入し、自動車任意保険証書のコピー(対人対物)、免許証のコピーを提出する。

4 上記1・2の項目に違反した場合、特別指導をする。

(交通マナー)

1 自転車の利用

(1) 2人乗りはやめる。

(2) 夜間ライトをつける。

(3) 傘をさして乗らないようにする。

(4) 並列運転はやめる。

(5) 脇見、ながら(特に携帯を操作しながら)運転は厳禁。

2 原動機付自転車や自動車の利用

(1) 無免許運転は絶対しない。

(2) スピード制限を守る等交通法規に従い、ヘルメットは必ず着用する。

(3) 絶えず車両の点検を行い事故防止に努める。

(4) 原動機付自転車の2人乗りはやめる。

(5) 校内では定められた場所に置く。

(6) 校内その他禁止された場所では乗らない。

(7) 自転車、普通自動二輪車の利用者は、雨天時は合羽を利用する。

(8) 交通事故及び交通違反を起こした時は、必ず届け出ること。

(給食)

1 給食時間は次のとおりとする。

午後5時00分 ～ 5時25分

午後6時15分 ～ 6時25分

2 給食室以外には持って行かないようにする。

3 食事のマナーをくずさないようにする。

4 食後の後始末に責任を持つ。